



埼玉県報

第 2 4 2 1 号
平成 2 4 年 9 月 4 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の全部解除\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [平成24年度後期技能検定の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [県営土地改良事業上福田地区\(区画整理事業\)の工事完了\(東松山農林振興センター\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

正誤

- [埼玉県川越県土整備事務所長告示第6号中訂正\(川越県土整備事務所\)](#)

告 示

埼玉県告示第千二百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年八月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人全日本MC連絡評議会
- 三 代表者の氏名
喜納 直
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市芝新町八番十七号奥田マンション六〇三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般人に対してオートバイを通じて、「人命の尊さと交通安全の大切さ」を啓蒙し、誰もが安全に住みやすい地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年八月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ラベンダー
- 三 代表者の氏名
松本 三千子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡一丁目八番十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に精神障がい者の地域生活を支援し、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年八月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人本庄ファンクラブ
- 三 代表者の氏名
高橋 祐介
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市寿三丁目七番十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、本庄市の魅力を発見・発掘・創造または合体して、多様な「本庄市の魅力」を地域内外に情報発信し、「本庄ファン」を作りだす活動を自ら行うとともに、志を共有する個人・団体の活動や事業の創出・進展を支援し、「住民にとって魅力あるコミュニティづくり」を通して、定住者の増加と地域経済社会の活性化を実現することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百十五号

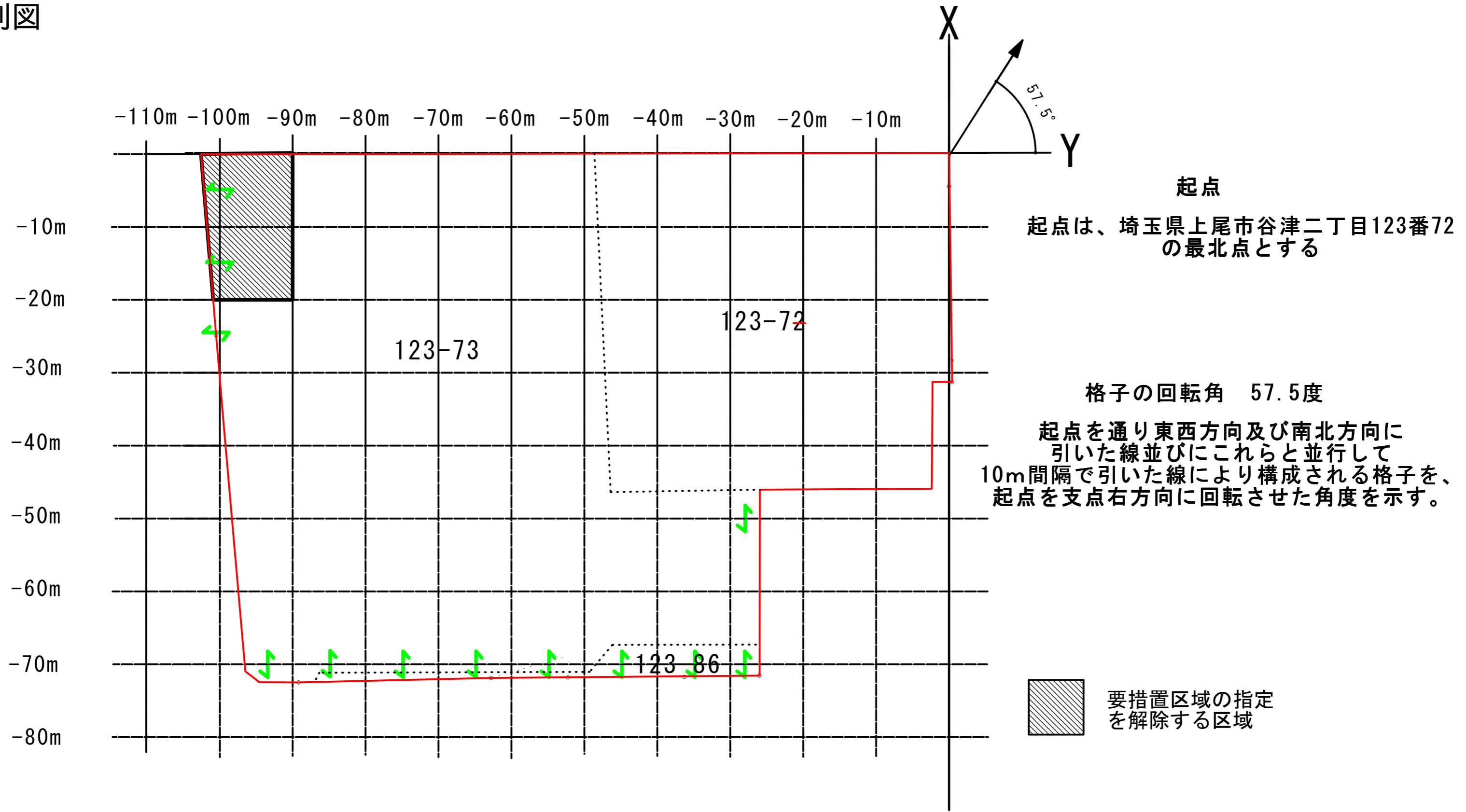
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定に基づき、平成二十四年埼玉県告示第千八十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県上尾市谷津二丁目百二十三番七十三の一部）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



告 示

埼玉県告示第千二百十六号

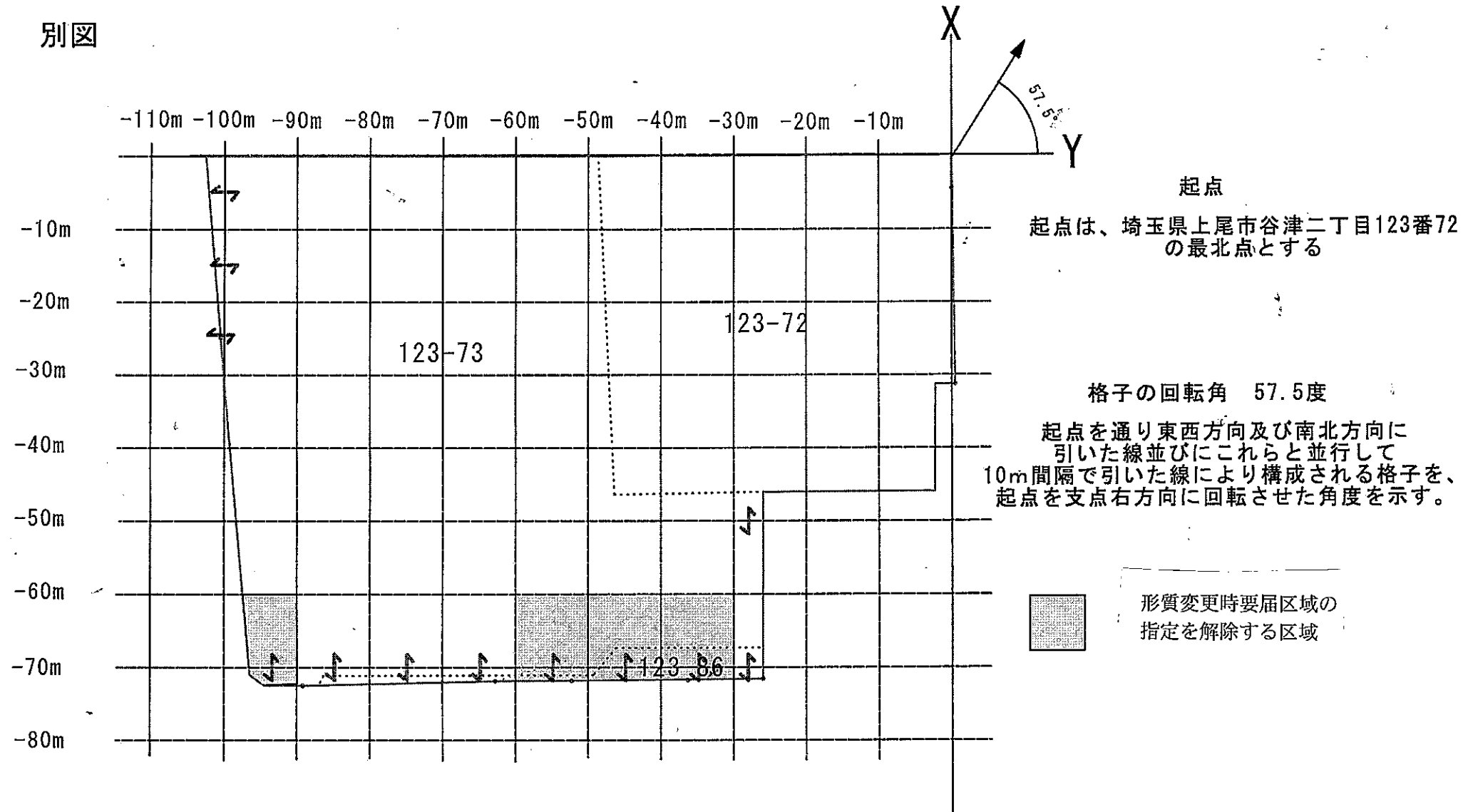
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十四年埼玉県告示第千九十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県上尾市谷津二丁目百二十三番七十三の一部及び百二十三番八十六の一部）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



告示

埼玉県告示第千二百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア栗橋店

埼玉県久喜市栗橋東六丁目十五 一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市下道寺町五百十番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県北葛飾郡栗橋町東六丁目十五 一

（変更後）埼玉県久喜市栗橋東六丁目十五 一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市下道寺町五百十番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 変更年月日

平成十八年一月十八日外

二 届出年月日

平成二十四年八月二十二日

ニ 縦覧期間

平成二十四九月四日から平成二十五年一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四九月四日から平成二十五年一月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア栗橋店

埼玉県久喜市栗橋東六丁目十五 一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）七九六台 図面省略

（変更後）四六六台 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十五年四月二十三日

ニ 届出年月日

平成二十四年八月二十二日

二 縦覧期間

平成二十四年九月四日から平成二十五年一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月四日から平成二十五年一月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク春日部緑町店

埼玉県春日部市緑町三丁目七百五十三 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

来客者走行騒音 A 七〇に対する e 三地点についての夜間騒音は、距離減衰の影響が見受けられないことから、必要な騒音対策を講じ、苦情発生時には誠意を持って対応してください。

二 縦覧期間

平成二十四年九月四日から平成二十四年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千二百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク上尾春日店

埼玉県上尾市春日一丁目三十四番地二十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ベルク上尾春日店

（変更後）ベルク上尾春日店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

スギホールディングス株式会社 代表取締役 杉浦広一

愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四

ハ 変更年月日

平成二十四年八月八日外

ニ 届出年月日

平成二十四年八月二十三日

三 縦覧期間

平成二十四年九月四日から平成二十五年一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月四日から平成二十五年一月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ本庄

埼玉県本庄市寿三丁目二百六十九番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

スギホールディングス株式会社 代表取締役 杉浦広一

愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五 八十

ハ 変更年月日

平成二十四年七月十八日

二 届出年月日

平成二十四年八月二十三日

二 縦覧期間

平成二十四年九月四日から平成二十五年一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月四日から平成二十五年一月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百二十二号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十四年度後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 実施等級別職種

イ 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

ロ 一級及び二級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調

整作業（二級のみ）

八 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）

二 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

1 実施期日

平成二十四年十二月三日（月）から平成二十五年二月十七日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

2 実施場所

協会が指定する場所

3 試験問題の公表

平成二十四年十一月二十二日（木）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

1 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検定職種	実施期日
一 一級及び二級 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	平成二十五年一月二十日（日）

<p>二 三級</p> <p>機械検査、配管</p>	
<p>一 特級</p> <p>鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造</p> <p>二 一級及び二級</p> <p>工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図</p> <p>三 三級</p> <p>機械加工、時計修理、冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図</p>	<p>平成二十五年一月二十七日(日)</p>
<p>一 二級</p> <p>舞台機構調整</p>	<p>平成二十五年一月三十日(水)</p>
<p>一 一級及び二級</p> <p>金属ばね製造、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大</p>	<p>平成二十五年二月三日(日)</p>

<p>工、かわらぶき、鉄筋施工、塗装</p> <p>二 三級</p> <p>和裁、建築大工</p> <p>三 単一等級</p> <p>電子回路接続、樹脂接着剤注入施</p> <p>工</p>	
---	--

2 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- 1 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- 2 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面
- 3 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇〇〇七四）

ハ 受付期間

平成二十四年十月一日（月）から同年十月十二日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- 1 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- 2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- 3 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつ

た場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

- 1 特級 一六、五〇〇円
- 2 一級、二級、三級及び単一等級

	検定職種	手数料(円)
	工場板金	一六、五〇〇
	金属ばね製造	一六、五〇〇
	機械検査	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
	機械保全	一六、五〇〇
	電気機器組立て	一六、五〇〇
	半導体製品製造	一六、五〇〇
	プリント配線板製造	一六、五〇〇
	自動販売機調整	一六、五〇〇
	鉄道車両製造・整備	一六、五〇〇
	時計修理	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
	内燃機関組立て	一六、五〇〇
	空気圧装置組立て	一六、五〇〇
	油圧装置調整	一六、五〇〇
	農業機械整備	一六、五〇〇
	冷凍空気調和機器施工	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
	婦人子供服製造	一六、五〇〇
	和裁	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)

石材施工	一六、五〇〇
パン製造	一六、五〇〇
菓子製造	一六、五〇〇
建築大工	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
かわらぶき	一六、五〇〇
配管	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
型枠施工	一六、五〇〇
鉄筋施工	一六、五〇〇
コンクリート圧送施工	一六、五〇〇
防水施工	一六、五〇〇
ガラス施工	一六、五〇〇
機械・プラント製図	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
金属材料試験	一六、五〇〇
塗装	一六、五〇〇
舞台機構調整	一六、五〇〇
機械加工	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
電子回路接続	一六、五〇〇
樹脂接着剤注入施工	一六、五〇〇

備考 手数料(円)(の欄の)()は、埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県
 条例第九号)別表産業労働部の項第十一号金額の欄の知事が別に定める者に
 関する公示(平成十二年埼玉県告示第四百十一号)に定める者に適用する。

□ 学科試験(全職種)

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成二十五年三月十五日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせる。

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

県営土地改良事業上福田地区（区画整理事業）の工事を平成二十四年二月十四日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千二百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
雪見峠 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
雪見峠 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
雪見峠 3	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
立野	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
於伊勢塚	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
赤城	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下唐子	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
岩殿 2 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
雪見峠 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。
雪見峠 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。
雪見峠 3	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。
立野	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。
赤城	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。
下唐子	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。

雷電下沼	長中 2
縦覧に供する。 役所に備え置いて	縦覧に供する。 役所に備え置いて
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
縦覧に供する。 役所に備え置いて	縦覧に供する。 役所に備え置いて
平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東松山市	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東松山市

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号埼玉建産連会館

社団法人埼玉建築士会

二 取消年月日

平成二十四年九月一日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年九月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉

上中森鴻巣線	路線名
鴻巣市大字袋字中一八〇七番地先 から鴻巣市大字袋字前屋敷一六四 六番二地先まで	供用開始の区間
平成二十四年九月四日	供用開始の期日
独立行政法人水資源機構 が行う武蔵水路改築工 事に伴う迂回道路	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年九月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p style="text-align: center;">行田市富士見町二丁目 三六番地先</p>		<p style="text-align: center;">区 間</p>
<p style="text-align: center;">七・五〇 一〇・九五</p>	<p style="text-align: center;">七・五〇 一〇・九五</p>	<p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">二五二・八三</p>		<p style="text-align: center;">延 長 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">独立行政法人水資源機 構が行う武蔵水路改築 工事に伴う迂回道路</p>		<p style="text-align: center;">備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年九月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

上中森鴻巣線	路線名
行田市富士見町二丁目 三六番地先	供用開始の区間
平成二十四年九月五日	供用開始の期日
県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂 回道路。 平成二十四年九月四日付け埼 玉県行田県土整備事務所長告 示第二十七号で告示した道路 区域の供用開始である。 延長二五二・八三メートル。	備考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年八月二十日

指令越建セ第二三〇〇一七二号

二 検査済証番号

平成二十四年八月三十日

越建セ第二六七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目四百四十一番一、四百四十五番一、四百四十

八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目九番三十三号

島村 松四郎

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年三月二十二日

指令越建セ第二三〇〇六八〇号

二 検査済証番号

平成二十四年八月三十日

越建セ第二七〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字上河原六十八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸三―六一―メゾネットウロコヤ三号

出雲 しのぶ 出雲 由香

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年八月二十四日

指令越建セ第二三〇〇七六一号

二 検査済証番号

平成二十四年八月三十日

越建セ第二七一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字与佐エ門前二千百七十五番二、二千百七十七

番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目一番三号

コート・エスポワールⅡ二〇一

篠崎 幹修

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十四年九月四日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成24年 6月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	朝日工業株式会社	乾燥菌体肥料2号	主成分 - TN、TP 有害成分 - カドミウム				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十四年九月四日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成24年6月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果									備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他の検査	
動物の排せつ物	清水優	牛フン	2.44	1.74	3.63	60	344	2.82	14.2	10.55		
たい肥	株式会社ジェイビー	和牛のたいひ	0.68	0.97	3.82	16	93	1.31	12.6	61.13		
	朝日工業株式会社	レオグリーン特I号	3.27	3.36	1.37	25	174	5.61	9.3	9.90		
	網中産業株式会社	バランス	0.61	1.54	1.22	13	89	4.75	24.1	58.88		
	有限会社福島屋穀店	V S堆肥	0.65	1.47	1.23	13	86	0.91	22.6	59.94		
	有限会社エー・アイ	くりーん・そいる	1.08	1.63	2.04	22	102	1.90	20.4	44.07		
		元祖米専用くりーん・そいる	1.38	2.36	2.68	27	128	2.33	19.4	32.90		
		馬ふん堆肥エクセレント	0.61	0.45	1.25	7	29	0.74	33.7	52.58		
		埼玉いち	1.65	2.83	3.13	35	164	4.10	18.9	17.85		
引間照夫	牛フン・発酵堆肥	1.14	0.60	1.25	20	112	0.97	14.9	60.02			
根岸幸夫	牛ふん堆肥	0.68	0.63	1.23	25	119	1.04	24.9	60.60			

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十四年六月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十四年九月四日

埼玉県病害虫防除所長 野 田 聡

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社J-オイルミルズ 静岡工場 静岡県静岡市	H24. 6.21 埼玉糧穀株式会社 埼玉県川越市	乳用牛飼育用 配合飼料	豊年ユニレット乳牛用	24.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳用牛飼育用 配合飼料	豊年ヘルシーブレンド乳牛用	24.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳用牛・肉用 牛飼育用混合 飼料	バランスフィード	24.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳用牛・肉用 牛飼育用混合 飼料	豊年ファイバーフィード	24.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
ヤマキ醸造株式会社 埼玉県児玉郡神川町	H24. 6.22 ヤマキ醸造株式会社 埼玉県児玉郡神川町	単体飼料	しょう油かす	24.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
(輸入業者) 新潟飼糧株式会社 新潟県新潟市	H24. 6.25 埼北酪農業協同組合 埼玉県熊谷市	牧草	USチモシー	24.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要												違反の内容		
				粗たん 白 質 %	粗脂肪 %	加水 %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプシン 消化率 %	T D N %	M E kcal/kg	その他 の検査			
株式会社 J-オイル ミルズ静岡工場 静岡県静岡市	H24. 6.21 埼玉糧穀株式会 社 埼玉県川越市	豊年ユニレット乳 牛用	24.6	25.0 以上	3.0 以上	0.60 以上	0.4 以上	11.0 以下	10.0 以下									-
				25.6	4.4	1.02	0.48	6.0	6.8									
同上	同上	豊年ヘルシーブレ ンド乳牛用	24.5	18.0 以上	2.0 以上	0.60 以上	0.30 以上	12.0 以下	10.0 以下									-
				20.0	3.8	0.76	0.58	6.2	5.6									
同上	同上	バランスフィード	24.6															-
				9.9	3.3	0.37	0.33	4.0	2.9									
同上	同上	豊年ファイバーフ ィード	24.5															-
				17.7	3.2	0.44	0.57	12.5	5.1									
ヤマキ醸造株式会社 埼玉県児玉郡神川町	H24. 6.22 ヤマキ醸造株式 会社 埼玉県児玉郡神 川町	しょう油かす	24.6															-
				13.4	18.5	0.12	0.13	5.5	8.9									
(輸入業者) 新潟飼糧株式会社 新潟県新潟市	H24. 6.25 埼玉酪農業協同 組合 埼玉県熊谷市	USチモシー	24.6															-
				7.9	1.6	0.25	0.18	26.4	4.9									

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

正 誤

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号（平成二十四年八月十四日第二千四百十五号）中訂正

ページ	表中	行
二	区間	一から四

誤

所沢市大字上安松字二ツ塚前一一七番三地从先から
同市大字上安松字二ツ塚前一一九番三地从先まで

正

所沢市大字上安松字二ツ塚一二六二番五地从先から
同市大字上安松字二ツ塚一二六二番四地从先まで